

平成26年6月議会  
議案説明資料

○条例議案

議案第127号

福岡市牧場条例の一部を改正する条例案 …… 1～3頁

農 林 水 産 局



# ○条例議案

## 議案第127号

### 福岡市牧場条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

牧場において現在実施している生後6月以上の乳用牛の育成に加え、肉用牛の分娩から成牛に至るまでの飼養も行うため、所要の改正を行う必要があることから、福岡市牧場条例の一部を改正するものである。

#### 2 改正内容

(1)牧場の使用目的について、「育成」を「飼養」に改める。

※「育成」及び「飼養」という文言は畜産業界において専門的に使い分けられており、「育成」は子牛を成牛になるまで育てる場合に用いられ、「飼養」は分娩から成牛になるまで育てる場合に用いられている。

(2)牧場の利用基準について、「生後6月以上の牛」としていた月齢基準を削除する。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

#### 4 経過措置

この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福岡市牧場条例第7条の規定によりなされている牛の育成のための利用の許可は、この条例による改正後の福岡市牧場条例第7条の規定によりなされた牛の飼養のための利用の許可とみなす。

## 福岡市牧場条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○福岡市牧場条例（平成8年福岡市条例第19号）

【下線部が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>(事業)</p> <p>第4条 牧場は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、<u>次の各号</u>に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 牛の<u>育成</u>に関すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(開場時間及び休場日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(牛の<u>育成</u>に関する牧場の利用基準)</p> <p>第6条 牧場において<u>育成する</u>ことができる家畜は、<u>生後6月以上</u>の牛とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>次の各号</u>に掲げる事項は、市長が別に定める。</p> <p>(1) 放牧地における牛の<u>育成認容頭数</u>及び放牧方法並びに採草地における採草回数及び採草量</p> <p>(2), (3) (略)</p> <p>(牛の<u>育成</u>のための利用の許可)</p> <p>第7条 牧場を牛の<u>育成</u>のために利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 牧場は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 牛の<u>飼養</u>に関すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(開場時間及び休場日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(牛の<u>飼養</u>に関する牧場の利用基準)</p> <p>第6条 牧場において<u>飼養する</u>ことができる家畜は、牛とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事項は、市長が別に定める。</p> <p>(1) 放牧地における牛の<u>飼養認容頭数</u>及び放牧方法並びに採草地における採草回数及び採草量</p> <p>(2), (3) (略)</p> <p>(牛の<u>飼養</u>のための利用の許可)</p> <p>第7条 牧場を牛の<u>飼養</u>のために利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福岡市牧場条例第7条の規定によりなされている牛の育成のための利用の許可は、この条例による改正後の福岡市牧場条例第7条の規定によりなされた牛の飼養のための利用の許可とみなす。</u></p>